

## 第 13 一般取扱所の基準（危政令第 19 条）

### 1 一般取扱所の概要

#### (1) 一般取扱所の形態

危政令第 9 条第 1 項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。（危政令第 19 条第 1 項）

一般取扱所には、様々な形態があり、その規模、危険物の取扱量等も異なるが、危険物の取り扱いを行う施設であるということから、「製造所」の基準が準用される。

危険物を原料とし、種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。

また、危険物の取扱い形態が類型化できるものについては、施設の形態に対応した危政令第 19 条第 1 項の基準の特例（危政令第 19 条第 2 項）が定められている。

その他、高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所（危政令第 19 条第 3 項）及びアルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所（危政令第 19 条第 4 項）においても、危険性に応じた特例が定められている。

区分	危政令	危省令
一般取扱所	19条1項	
類型化一般取扱所	19条1項、2項	28条の54
塗装場、印刷等	19条1項、2項	28条の55
洗浄作業等	19条1項、2項	28条の55の2
焼入れ、放電加工	19条1項、2項	28条の56
ボイラー、バーナー等	19条1項、2項	28条の57
屋上設置	19条1項、2項	28条の57
充てん	19条1項、2項	28条の58
高引火点危険物	19条1項、2項、3項	28条の62
詰替え	19条1項、2項	28条の59
油圧装置等	19条1項、2項	28条の60
切削装置等	19条1項、2項	28条の60の2
熱媒体油循環装置	19条1項、2項	28条の60の3
蓄電池設備	19条1項、2項	28条の60の4
高引火点危険物	19条1項、3項	28条の61
アルキルアルミニウム等	19条1項、4項	28条の63、28条の

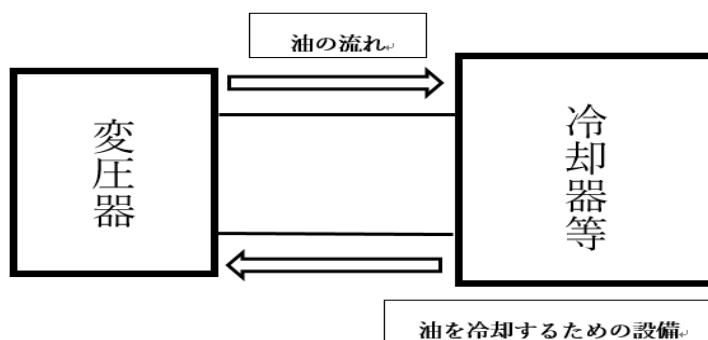
		64
アセトアルデヒド等	19条1項、4項	28の63、28条の65
ヒドロキシルアミン等	19条1項、4項	28の63、28条の66
火薬類	19条1項、4項	72条

【第13-1表 形態別法令早見表】

(2) 一般取扱所として規制しないもの

危険物を収納している変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入りコンデンサー及び油入りケーブル並びにこれらの付属装置で、機器の冷却又は絶縁のための油を内蔵しているもののみで、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としないものとする事ができる。

なお、「これらの付属装置で、機器の冷却又は絶縁のための油を内蔵しているもの」には、例えば、油入りケーブル用のヘッドタンク及び変圧器油を冷却するための付随設備（別置型冷却器）等がある。（昭和40年9月10日自消丙予発第148号）



【第13-1図 変圧器等の設備例】

2 特例の一般取扱所の技術上の基準

(1) 危政令第19条第2項に掲げる類型化された特例の一般取扱所

類型化された一般取扱所については、基準の特例が定められている。（危政令第19条第2項）

第1項の一般取扱所が原則として、1棟又は一連の工程をもって一の許可単位（「1棟規制」という。以下同じ。）としているのに対し、第2項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて、第1項の位置、構造、設備各基準の特例が定められ、第2項の施設形態（危険物の充てん、容器詰替えを除く。）のものについては、建築物の一部に設ける（「部分規制」という。以下同じ。）ことができる。

なお、設置しようとする一般取扱所が第1項及び第2項等複数の基準を満

足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。

類型化された一般取扱所	取扱う危険物	指定数量の倍数	適用条文(危省令)
専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所	第2類又は第4類の危険物(特殊引火物を除く)	30未満	第28条の55
専ら洗浄作業を行う一般取扱所	引火点が40℃以上の第4類の危険物	30未満	第28条の55の2
専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所	引火点が70℃以上の第4類の危険物	30未満	第28条の56
危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	引火点が40℃以上の第4類の危険物	30未満	第28条の57
専ら充てん作業を行う一般取扱所	液体の危険物 (アルキルアルミニウム等危政令19条の4で特例適用を受けるものを除く)		第28条の58
専ら詰替え作業を行う一般取扱所	引火点が40℃以上の第4類の危険物	30未満	第28条の59
油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	高引火点危険物のみ (100℃未満での取扱い)	50未満	第28条の60
切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	高引火点危険物のみ (100℃未満での取扱い)	30未満	第28条の60の2
熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	高引火点危険物	30未満	第28条の60の3
蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	第4類の危険物	30未満	第28条の60の4

【第13-2表 類型化された一般取扱所】

## (2) 部分規制の概要

### ア 部分規制の区分

部分規制に係る一般取扱所の許可区分には、区画室単位の規制と設備単位の規制があり、該当基準は次に示すとおりである。

#### (7) 区画室単位の規制

危省令第28条の55第2項、28条の55の2第2項、第28条の56第2項、第28条の57第2項、第28条の60第2項及び第3項、第28条の60の2第2項、第28条の60の3第2項、28条の60の4第2項

原則として、区画室内全体を一般取扱所として規制する。

#### (イ) 設備単位の規制

危省令第28条の55の2第3項、第28条の56第3項、第28条の57第3項、第28条の60第4項、第28条の60の2第3項

原則として、平屋建ての建築物に設けられた危険物を取扱う設備（空地がある場合は空地を含む。）を一般取扱所として規制する。

#### (ウ) 屋上の設備単位の規制

危省令第28条の57第4項

原則として、建築物の屋上に設置された危険物を取り扱う設備（囲いの周囲空地を含む。）を一般取扱所として規制する。

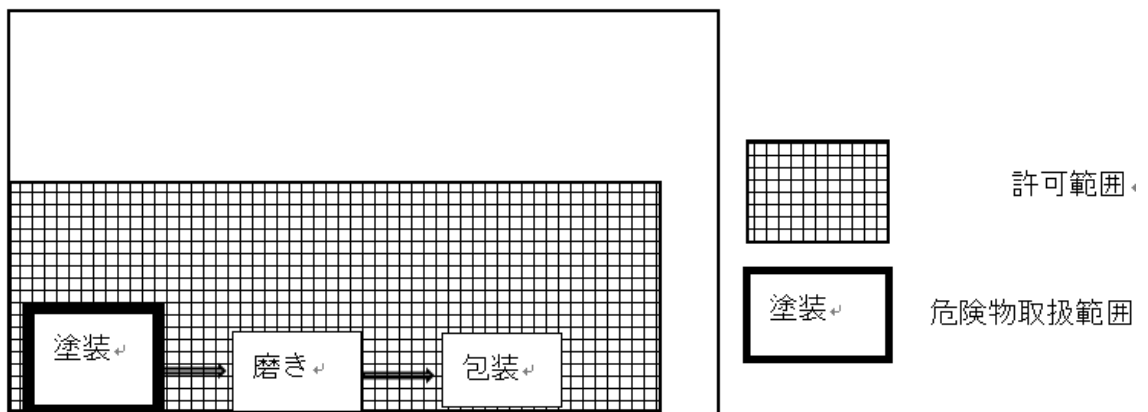
### イ 共通事項

(7) 設備単位で規制される一般取扱所において、危政令第19条第2項各号で同一のも危のの陰物を取り扱う設備を複数設置する場合、複数の設備を一の一般取扱所として規制する場合、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。（平成元年7月4日消防危第64号）

(イ) 同一室内に設備単位で規制される一般取扱所で、危政令第19条第2項の異なった号の危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、危険物を取り扱う設備周辺に設ける幅3m以上の空地は、相互に重なってはならない。したがって、それぞれが一の設備単位で規制される。（平成元年3月1日消防危第14号）

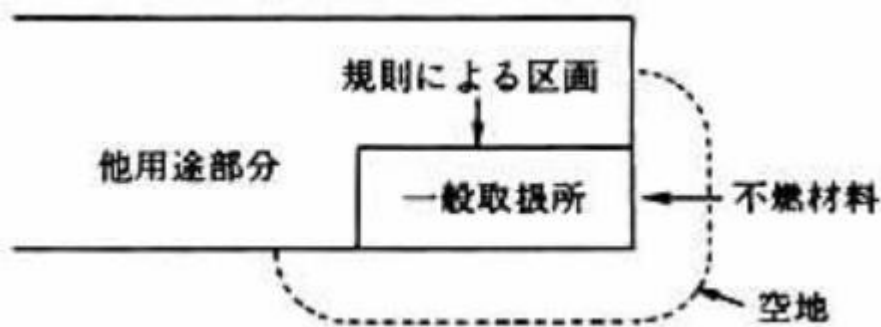
(ウ) 危政令第19条第2項各号で定める一般取扱所は危険物取扱形態ごとの許可であり、1つの許可で他の取扱形態との混在は認められない。（平成元年7月4日消防危第64号）

(イ) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて区画し危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができる。（平成元年7月4日消防危第64号）



【第13-2図 危険物を取り扱わない工程も含めた一般取扱所例】

- (オ) 一般取扱所の用に供する部分で、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするものについて、当該外壁の周囲に空地を確保しても、その構造を不燃材料とすることはできない。(平成元年7月4日消防危第64号)



【第13-3図】

- (カ) 「壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分とを区画する必要のあるもの」については、「同等以上の強度を有する構造」として、平成12年建設省告示1399号第1号の1のトに適合する壁（75mm以上の軽量気泡コンクリート製パネル）が認められている。(平成2年10月31日消防危第105号)

(3) 吹付塗装作業等の一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第1号、危省令第28条の55)

ア 該当する作業形態には、次のようなものがあり、機械部品の洗浄作業は含まれない。(平成元年7月4日消防危第64号)

- (7) 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業
  - (イ) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷などの印刷作業
  - (ウ) 光沢加工、ゴム糊、接着剤などの塗布作業
- イ 危省令第28条の55第2項第2号に規定する「厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」には、高温高圧蒸気で養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ75ミリメートル以上のものが認められている。（平成2年10月31日消防危第105号）
- ウ 可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出する設備については、「第2 製造所の基準 11 可燃性蒸気等の排出設備（第1項第11号）換気設備等」の例によること。
- エ 危省令第28条の55第2項第2号に規定する他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置しても差し支えない。（平成2年3月31日消防危第28号）
- (4) 洗浄作業等の一般取扱所  
（危政令第19条第2項、危省令第28条の54第1号の2、危規則第28条の55の2）
- ア 前記(3)イ及びエによること。
- イ 指定数量の倍数が10未満の場合には、危省令第28条の55の2第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準も選択することができる。
- ウ 加熱を防止することができる装置には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー（水冷、空冷等）や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等がある。
- エ 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、液体に浸すもの、液体と一緒にかく拌するものなどがあり、洗浄されるものは、原則として非危険物の固体に限られる。
- オ 洗浄装置には、液面検出器、可燃性蒸気検出器又は不活性ガス注入装置などの安全装置を設けるよう指導すること。
- (5) 焼入れ作業等の一般取扱所  
（危政令第19条第2項、危省令第28条の54第2号、危省令第28条の56）
- ア 危省令第28条の56第2項第1号に規定する「厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」には、高温高圧蒸気で養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚

さ 75 ミリメートル以上のものが認められている。(平成2年10月31日消防危第105号)

イ 放電加工機を設置する場合は、放電加工機の手扱いについて(昭和61年1月31日消防危第19号通知)によるほか、危険物保安技術協会において「放電加工機の火災予防に関する基準」に基づき放電加工機の安全を確認するための試験に合格した「放電加工機型式試験確認済証」を貼付したものを設置するよう指導するとともに、管理等については次によること。

(ア) 引火点が、70度未満の加工液を使用しないこと。

(イ) 吹きかけ加工その他火災発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。

(ウ) 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。

(エ) 必要な点検及び整備を行うこと。

ウ 危省令第28条の56第2項第1号に規定する他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置しても差し支えない。(平成2年3月31日消防危第28号)

(6) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第3号、危省令第28条の57各項)

ア 当該一般取扱所は、ボイラー、焼却炉、発電設備などで、引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを消費する一般取扱所で、取り扱う危険物の総量が指定数量の倍数が30倍未満のものである。また、区画室規制(危省令第28条の57第2項)、設備規制(同条第3項)及び屋上の設備規制(同条第4項)による3つの規制があり、第3項、第4項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が10未満のものに限る。

イ 危省令第28条の54第3号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」には、内燃機関用発電設備等も含まれること。(平成元年7月4日消防危第64号)

ウ 危省令第28条の57第2項のボイラー室の構造は、次によること。

(ア) ボイラーは、専用室(ボイラーの運転に必要な設備及びボイラーに附属する軟水化装置、ヘッダー、ポンプ、熱交換器等の設備以外のものが設けられていない室をいう。)とすること。

(イ) 床上に設ける傾斜及びためますについては、危険物を取り扱う設備等の周囲に限定することができる。

(ウ) ボイラー等機械の出し入れ、又は大規模な整備等のための作業用の出入口戸にあつては、当該作業時以外は常時閉鎖しておくことにより自動閉鎖装置を設けないことができる。

(エ) 排気筒は、危省令第28条の57第2項第1号及び第3項第3号で引

用される危省令第28条の55第2項第8号に規定並びに危省令第28条の57第4項第10号の規定に係る「換気の設備」に該当しない。  
(平成29年10月30日消防危第216号)

- (オ) 危省令第28条の57第2項第1号で引用される危省令第28条の56第2項第1号の規定により、建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであることとされているが、延焼防止のため、排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合には、危政令第23条を適用し、排気筒が区画を貫通することを認めることができる。(平成29年10月30日消防危第216号)

エ サービスタンク等危険物を取り扱うタンクの構造及び設備については、「第2 製造所の基準 21 危険物を取り扱うタンク(第1項第20号)の20号タンク」の例によること。

オ 屋上に設置するボイラー、バーナー等の一般取扱所については次によること。(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第3号、危省令第28条の57第4項)

(7) 適用範囲

- a 発電機、原動機、燃料タンク、制御装置及びこれらの附属装置(以下「発電装置等」という。)で危険物(引火点40度以上の第4類の危険物に限る。)を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの。

基準に適合する場合には、複数の発電設備等の一般取扱所を設けることができるものであること。

- b 複数のボイラー・バーナー等を設ける場合には、サービスタンクを兼用することができる。この場合、当該タンクは、主たる設備のタンクに属するものとして規制すること。

(イ) 設備等

- a 危省令第28条の57第4項第3号に規定するキュービクル式設備(内蔵タンクを含む。)の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができること。

- b ボイラー・バーナー等は、避難上支障のない位置に設けるよう指導すること。

- c ボイラー設備等の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講じるよう指導する。



(ウ) 危険物を取り扱うタンク

- a 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には、点検できる十分なスペースを確保すること。
- b タンクには、危険物の過剰注入を防止するため、戻り配管等を設けること。
- c タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危省令第13条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量とするよう指導すること。

(I) 配管

危険物配管は、危政令第9条第1項第21号の規定によるほか、次によること。

- a 配管は、地震、建築物の構造等に応じて損傷しないよう緩衝装置を設けること。
- b 配管は、送油圧力や地震等に対して十分な強度を有するとともに、切損等により危険物が漏洩した場合、すみやかに漏油を検出し、送油を停止できる措置等を講じること。
- c 配管の接合は、原則として溶接継手とし、露出して設けられている配管にあつてはねじ込み継手でも差し支えないもの。なお、電気、ガス配管とは十分な距離を保つこと。

(オ) 流出防止措置

- a 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導すること。
- b キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、貯留設備、油分離装置を省略することができる。

(カ) 採光及び照明

危省令第28条の57第4項第4号に規定する採光及び照明は、当該設備の点検等において十分な明かりが採れる場合に限り、省略することができること。

(キ) 保有空地

危省令第28条の57第4項第7号の規定により、危険物を取り扱う設備及び屋外にある危険物を取り扱うタンクの囲いの周囲に幅3m以上の空地（以下「保有空地」という。）を保有することとされているが、架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであつて、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認められる。（平成29年10月30日消防危第216号）

(7) 充てんの一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第4項、危省令第28条の58)

ア 第4類の危険物を車両に固定されたタンクに直接注入するローディングアーム等の設備は、静電気を有効に除去する装置を設けること。

イ 前記アのローディングアームの材質には、アルミニウム又は真ちゅう等の火花を発生するおそれのない金属等を用いること。

ウ 第4類の危険物を取り扱う場合は、車両等に固定されたタンクに蓄積される静電気を有効に除去するため「第2 製造所の基準 19 静電気除去装置」の例により接地電極等を設けること。

エ 危省令第28条の58第2項第3号に規定する「建築物の二方以上」とは、当該建築物の全周の長さの2分の1以上をいうものとする。

(8) 詰替えの一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第5項、危省令第28条の59)

ア 危省令第28条の59第2項第8号に規定する「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者の所有等する敷地境界ではないものとする。

イ 固定注油設備、注油空地及び油分離装置、建築物の構造、消火設備、塀等については、「第10 給油取扱所」の例によること。ただし、当該施設を開口部のない耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物に限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該設備の塀とみなすことができる。

ウ 危省令第28条の59第2項第10号に規定する「塀又は壁」については、前記第10給油取扱所の「塀又は壁」の例によること。

エ 既設の小口詰替え専用の一般取扱所の取扱いについては次によること。

(7) 小口詰替え専用の一般取扱所として平成2年5月22日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危政令第19条第1項の一般取扱所（特例適用施設）として規制されること。（平成元年7月4日消防危第64号）

(4) 小口詰替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を大きくする場合には、当該一般取扱所を危政令第19条第2項第5号の一般取扱所に変更させることを原則とすること。

(9) 油圧装置等を設置する一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第6号、危省令第28条の60)

ア 危省令第28条の60第3項第1号の規定により、建築物の一般取扱所の用に供する部分の外壁は、耐火構造としなければならないが、一般取扱所の用に供する外壁の周囲に空地を確保し、その外壁を不燃材料とすることはできない。(平成元年7月4日付消防危第64号)

イ 加熱を防止することができる装置には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー(水冷、空冷等)や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等がある。

ウ 指定数量の倍数が50倍未満の施設については、危省令第28条の60第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を、指定数量の倍数が30倍未満の施設については、危省令第28条の60第2項、第3項若しくは第4項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を選択することができるものである。

(10) 切削装置等を設置する一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第7号、危省令第28条の60の2)

ア 切削装置等には、旋盤、ボール盤、フランス盤、研削盤などの工作機械があり、切削・研削油等の危険物を用いるものである。

イ 切削・研削油等は、工作機械で被工作物(金属製の棒や板等)の切削や研削加工において、工具と被工作物、工具と切り屑との摩擦の低減(潤滑油用)、冷却等などを行う場合に用いるものである。

ウ (9)のア(危省令第28条の60の2第2項の場合)、イによるほか、次によること。

指定数量の倍数が30未満の施設については、危省令第28条の60の2第2項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を、指定数量の倍数が10未満の施設については、危省令第28条の60の2第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を選択することができるものである。

(11) 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所

(危政令第19条第2項、危省令第28条の54第8号、危省令第28条の60の3)

ア (3)のウ及び(9)のイ(危省令第28条の60の3第2項における場合)によるほか次によること。

イ 危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止する構造にタンクを用い

る場合、指定数量の1/5以上のタンクは、20号タンクに該当する。

ウ 熱媒体油を引火点以上に加熱する場合には、第3種消火設備を設けるよう指導すること。

(12) 蓄電池設備を設置する一般取扱所

(危政令19条第1項、2項 危省令28条の54)

ア 危険物(第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池以外で危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)については、危省令第28条の60の4第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかの基準を選択することができるものである。

イ 指定数量の倍数が10未満のものについては、危省令第28条の60の4第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかの基準を選択することができるものである。

ウ 危省令第28条の60の4第2項の特例基準により設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならない。

エ 危省令第28条の60の4第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、建築物の屋上に設けなければならない。

### 3 複数の取扱形態を有する一般取扱所

(1) 下記ア(ア)から(キ)までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって下記イ及びウに適合し、かつ、(2)アからシまでに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、危政令第23条を適用し、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定(ア(オ)及び(カ)に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。)を適用しないことができる。(平成10年3月16日消防危第28号)

ア 危険物の取扱形態

(ア) 塗装、印刷又は塗布のために危険物(第2類の危険物又は第4類の危険物(特殊引火物を除く。))に限る。)を取り扱う形態

(イ) 洗浄のために危険物(引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。)を取り扱う形態

(ウ) 焼入れ又は放電加工のために危険物(引火点が70度以上の第4類の危険物に限る。)を取り扱う形態

(エ) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物(引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。)を消費する取扱形態

(オ) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置(高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。)としての危険物の取扱形

態

(カ) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

(キ) 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

イ 建築物に設けられた一般取扱所であること。

ウ 指定数量の倍数が30未満であること。

(2) 一般取扱所の位置、構造及び設備

ア 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（(1)ア(エ)及び(オ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(1)ア(オ)及び(カ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

オ (1)ア(エ)に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危省令第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし(1)ア(オ)及び(カ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができること。

キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1)ア(ウ)に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。

ク 危険物を加熱する設備（(1)ア(イ)又は(キ)の危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。

ケ (1)ア(キ)の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

- コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
- サ 危省令第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができること。
- シ 危省令第28条の55第2項第3号から第8号まで及び危省令第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。

#### 4 危政令第19条第2項各号以外の取扱形態を有する一般取扱所

前3に掲げられた取扱形態の一般取扱所以外にも、危政令第19条第2項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所については、同条第2項の基準の特例（第4号及び第5号に係るものを除く。）と同等の基準により、室内に当該一般取扱所を設置することができること。

#### 5 高引火点危険物を取り扱う一般取扱所の技術上の基準

（危政令第19条第3項、危省令第28条の61、危省令第28条の62）

(1) 保安距離（危省令第13条の6第3項第1号）

保安距離の算定、防火上有効な塀、保安対象物については、「第2の製造所の保安距離」の例によること。

(2) 保有空地（危省令第13条の6第3項第2号）

保有空地については、「第2の製造所の保有空地」の例によること。

#### 6 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所の技術上の基準

「第2の製造所 第23特例の製造所 特例の製造所」の例によること。

#### 7 特殊な位置及び対象の一般取扱所

(1) 製油所、油槽所等でのドラム缶出荷まで野積み状態で取り扱う一般取扱所

第1石油類又は第2石油類を、ドラム缶充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にするとともに、防火上安全な措置を講じ、空地の幅は屋外貯蔵所に準じることと

する。

なお、貯蔵を目的とする場合は屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所として規制される。（昭和36年5月10日自消甲予発第25号、昭和40年1月19日自消丙予発第8号、昭和40年4月15日自消丙予発第71号）

(2) トラック上でドラム缶に危険物を充填する一般取扱所

トラック上にドラム缶を並べ、直接危険物を注入する一般取扱所については、以下のとおりとする。（昭和42年6月自消丙予発第35号）

ア 適用危険物は引火点40℃以上のものに限ること。

イ 電磁式液圧弁付流量計（200Lセットマイクロスイッチ内蔵）を設けること。

ウ 自動閉止装置付ノズルを用いること。

エ 一般取扱所全体を覆う固定消火設備「エアフォームヘッダー」を設けるとともに、必要な第4種、第5種の消火器を設けること。

オ 使用ドラム缶のすべてが充填前に必ず水圧テスト（水槽中0.1Mpa以上加圧）を行い合格したものであること。

(3) 海水油濁の防止のための廃油処理施設

海水油濁の防止のための廃油処理施設の規制については、以下のとおりとすること。（昭和48年8月2日消防予第120号）

ア バラストタンク、オイルセパレーター、ガードベースン等は、すべてを含んだ一般取扱所として規制する。

イ バラストタンクで分離された油を貯蔵するスロップオイルタンクは、屋外タンク貯蔵所として規制する。

ウ バラストタンクは20号タンクとして取り扱い、その消火設備は、第4種及び第5種消火設備を設置することで足りる。

また、オイルセパレーター、ガードベースン等についても、消火設備は第4種及び第5種消火設備を設置することで足りる。

エ バラストタンクの20号防油堤は必ずしも設置する必要はない。

(4) 移動タンク貯蔵所のタンク内の残ガス排出設備

ローリー積場の残ガス排出設備を次の方法により、一般取扱所（ローリー積場）に設けることは差し支えない。

ア 吸引ブロアーにより吸引されたタンクローリー内のガスはローリー出荷場の屋根上部より2mの高さから排出する。

イ 機器については、耐圧防爆型を使用する。

ウ 静電気対策については、既設アース受信部を改造する。（昭和52年3月22日消防危第41号、昭和56年10月6日消防危第129号）

(5) 大型プレス機等の一般取扱所

建築物内にオイルタンク、オイルポンプ、オイル清浄機、オイルクーラー

等を設置し、プレス機を建物から離れた位置に設置する一工程の施設は、これらの設備全般にわたって、一般取扱所として規制する。（昭和56年10月7日消防危第134号）

(6) トラックターミナルの一般取扱所

公共トラックターミナルにおいて、危険物を運搬容器のままで荷下ろし、仕分け、一時保管及び荷積みを行う場合は、荷扱場及び停留所、集配車発着場並びに荷扱場と一体の事務所を含めて一の一般取扱所として規制できること。（昭和57年8月11日消防危第82号）

(7) 鉄道貨物運搬車への詰め替えを行う一般取扱所

危険物をタンクローリーで鉄道貨物駅に移送し、専用運搬車に詰め替えを行う場合は、専用運搬車及び軌道敷を含む範囲を一般取扱所（保有空地含む。）として規制して差し支えない。（昭和58年11月16日消防危第118号）

(8) 索道により危険物を運搬する一般取扱所

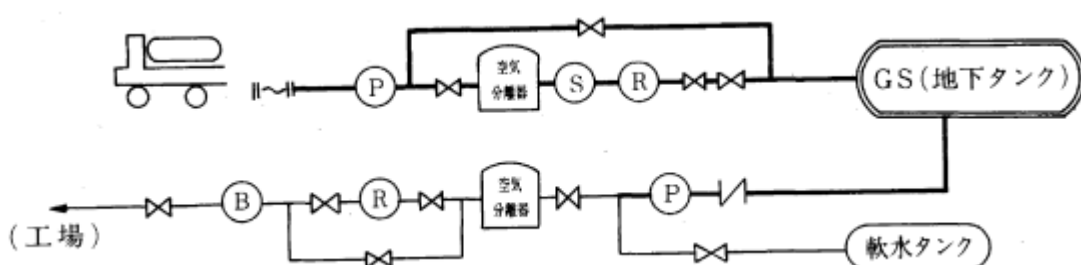
鉄道トンネル工事用の重機に給油を行うため、索道により危険物を工事現場へ運搬するものは、運搬タンクに危険物を受け入れる場所から自給式ポンプにより危険物を払い出す場所までが、一の一般取扱所に該当する。（昭和58年11月30日消防危第126号）

(9) 印刷工場における溶剤回収装置の一般取扱所

印刷工場（一般取扱所）において発生する有機溶剤を含む排ガスの処理設備は、当該一般取扱所に含めて規制して差し支えない。なお、有機溶剤の回収は危険物の製造には該当しないこと。（昭和59年6月8日消防危第54号）

(10) エチルアルコールを水で希釈する設備の一般取扱所

エチルアルコールを水で希釈する設備で、下図のような移動タンク貯蔵所からエチルアルコールを地下貯蔵タンクに貯蔵したのち、ポンプ設備を使用して配管中で水を混合する場合、ポンプ設備を一般取扱所として規制し、地下貯蔵タンクを危政令第9条第20号に規定するタンクとして取り扱う。（昭和56年7月3日消防危第83号）



【第13-4図 エチルアルコールを水で希釈する一般取扱所例】



(11) 動植物油類の一般取扱所

ア 動植物油の地下タンク（動植物油の貯蔵量が10,000L以上のもの）に附属して注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が地下タンクの直上部に設けられており、当該注入口等の部分において1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、当該注入口等は一般取扱所となる。

イ 動植物油の屋外タンク（動植物油の貯蔵量が10,000L以上のもの）に附属して払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等が設けられており、当該払出口等の部分において1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合、当該払出口等は危険物施設の許可が必要となる。

ウ 動植物油の屋外タンク（動植物油の貯蔵量が10,000L以上のもの）に附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が一般取扱所となる場合、一般取扱所となる範囲は注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあっては、配管とタンクの接続部）までである。

また、保安距離は、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。（平成元年7月4日消防危第64号）

(12) 移動タンク貯蔵所の被けん引車を固定して使用する一般取扱所

国際輸送用タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所（被けん引車形式）の被けん引車を、タンクコンテナ内に貯蔵する払い出しを行うため等、一般取扱所内に固定し、取り扱うことは、当該タンクコンテナが、一般取扱所の危険物を取り扱うタンクと同等の性能を有しているものとして、次の安全対策が講じられている場合に限り、当該取扱いを認めてさしつかえない。

ア 被けん引車を耐震・耐風圧性能を有する固定方法により固定するとともに、当該固定部分を包含する水噴霧消火設備を設置する。

イ タンクコンテナ内において加熱用蒸気配管を用いる場合には、適切に温度管理を行うほか、タンクコンテナ内の温度が一定の温度に達した場合に蒸気の注入を自動的に遮断する構造とする。

ウ その他、危政令第9条第1項第20号イの規定（当該規定により準用される、危政令第11条第1項第5号（支柱に関する事項に限る。）および同第6号を除く。）に適合する。

エ 当該取扱いに従事する者には、定期的に教育訓練を実施し、これらの記録を適正に記録・保存する。（平成17年3月31日消防危第67号）

(13) 共同住宅等の燃料供給施設の一般取扱所

共同住宅等における燃料供給施設については、次によること。「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日消防危第81号、平成16年6月4日消防危第62号）

ア 共同住宅等における燃料供給施設に関する消防法令の適用等

共同住宅（一部に貸事務所・店舗を有するものを含む。）、学校、ホテル等（以下「共同住宅等」という。）に灯油又は重油（以下「灯油等」という。）を供給する燃料タンクを設け、これから各戸又は各教室に設けられている燃焼機器に配管によって灯油等を供給する施設（以下「共同住宅等の燃料供給施設」という。）については、下表【第13-3表】に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる法令が適用されること。

区分	消防法令の適用
専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管その他の設備タンク及び配管その他の設備	専用タンクの容量が指定数量以上である場合は燃料供給施設として一の一般取扱所として法第3章が適用
燃焼機器等	法第9条に基づき船橋市火災予防条例が適用
冷暖房用等のボイラー	危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として法第3章が適用。指定数量未満である場合は燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として法第3章が適用。

【第13-3表】

※表中の用語の定義については、次のとおりとする。

「専用タンク」：灯油等の燃料を貯蔵する主たる燃料タンクであって、当該一般取扱所専用使用するタンク。ただし、冷暖房用等のボイラーに限り別の配管により専用タンクに接続することができること。

「中継タンク」：専用タンクと戸別タンクとの間に中継のために設けられるタンク

「戸別タンク」：専用タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち最も燃焼機器に近いタンク

「供給配管等」：専用タンク、中継タンク、戸別タンクの間を接続する配管、専用タンクに設けられるポンプ設備等

「燃焼機器等」：戸別タンクの払出配管から燃焼機器（室内の冷暖房、温湯の供給等をする機器をいう。）までの部分

イ 燃料供給施設の位置、構造及び設備に関する事項

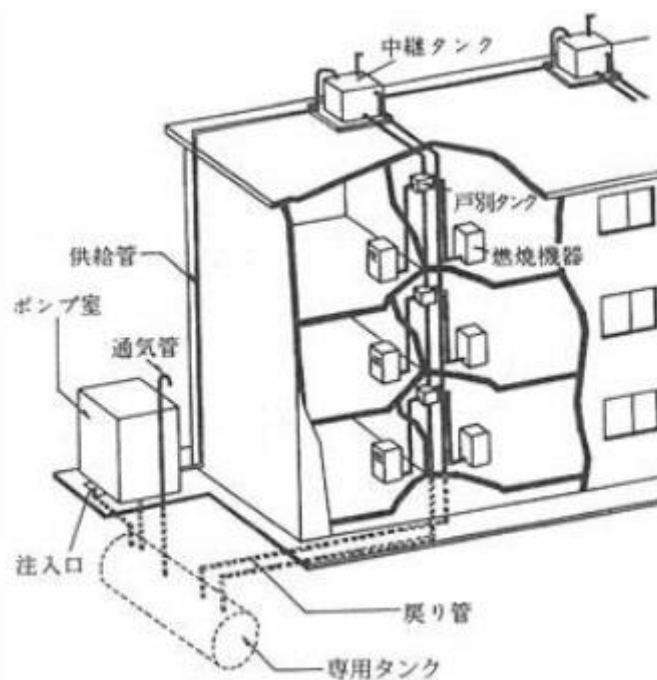
共同住宅等の燃料供給施設のうち下記のウ及びエの一般取扱所となる共同住宅等の燃料供給施設に関する技術指針に掲げる要件に適合するものに

あつては、一般取扱所として次により運用して差し支えないこと。

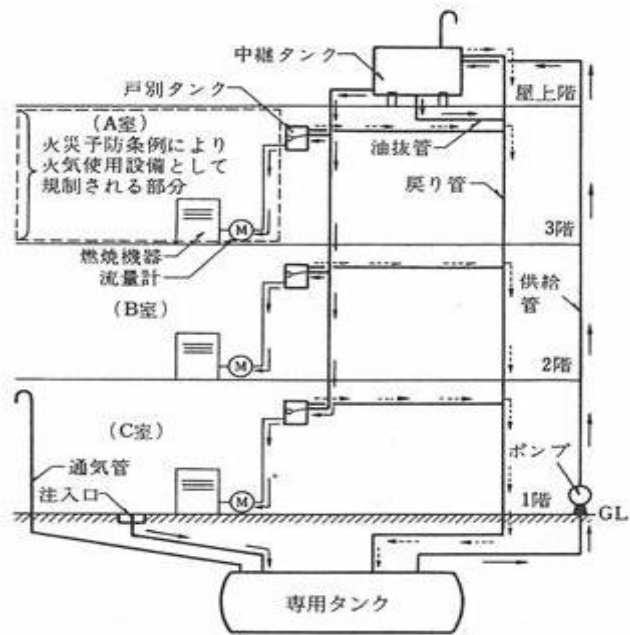
- (7) 危政令第19条第1項において準用される危政令第9条の規定のうち、同条第1項第1号、第2号、第4号から第16号まで及び第18号から第20号までについては、危政令第23条を適用し、当該規定を適用しないこととして差し支えないこと。
- (イ) 一般取扱所としての許可に係る部分は、建築物全体ではなく、危険物の取扱いに係る専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び供給配管等の部分に限ることができること。なお、専用タンクに別の配管を接続して冷暖房用等のボイラーを設ける場合にあっては、【第13-3表】表中の取扱いによること。

ウ 中継タンクを有する供給方式【第13-5～7図】

- (7) 設置場所は、耐火構造の建築物又は壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造った建築物とすること。
- (イ) 専用タンクは、危政令第12条第1項（第3号を除く。）若しくは第2項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第3号を除く。）又は第13条第1項（第5号を除く。）、第2項若しくは第3項（これらの項においてその例によるものとされる同条第1項第5号を除く。）の規定の例によること。



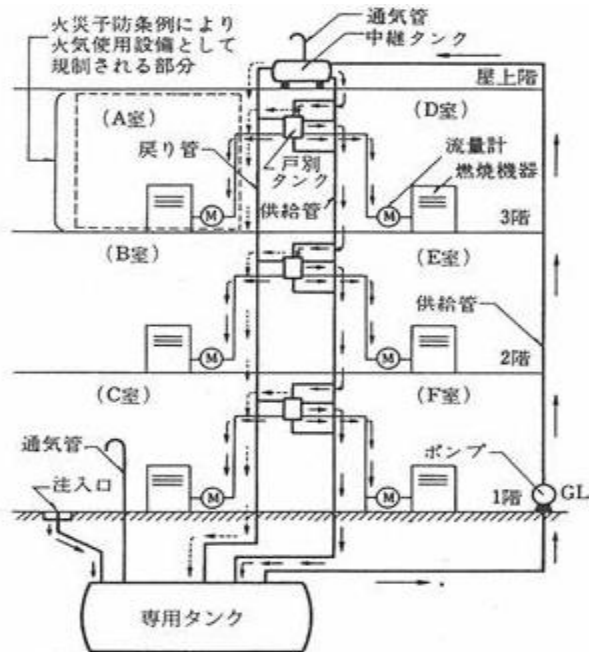
【第13-5図 中継タンクを有する方式】



<注>

1. —→印は、油の流れる方向を示す。
2. - - - ->印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

【第13-6図 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例1）】



<注>

1. —→印は、油の流れる方向を示す。
2. - - - ->印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

【第13-7図 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例2）】

(ウ) 中継タンクは、次によること。

a 一の中継タンクの容量は、1,000L未満とすること。この場合において、中継タンクは、一の施設につき複数設けることができること。

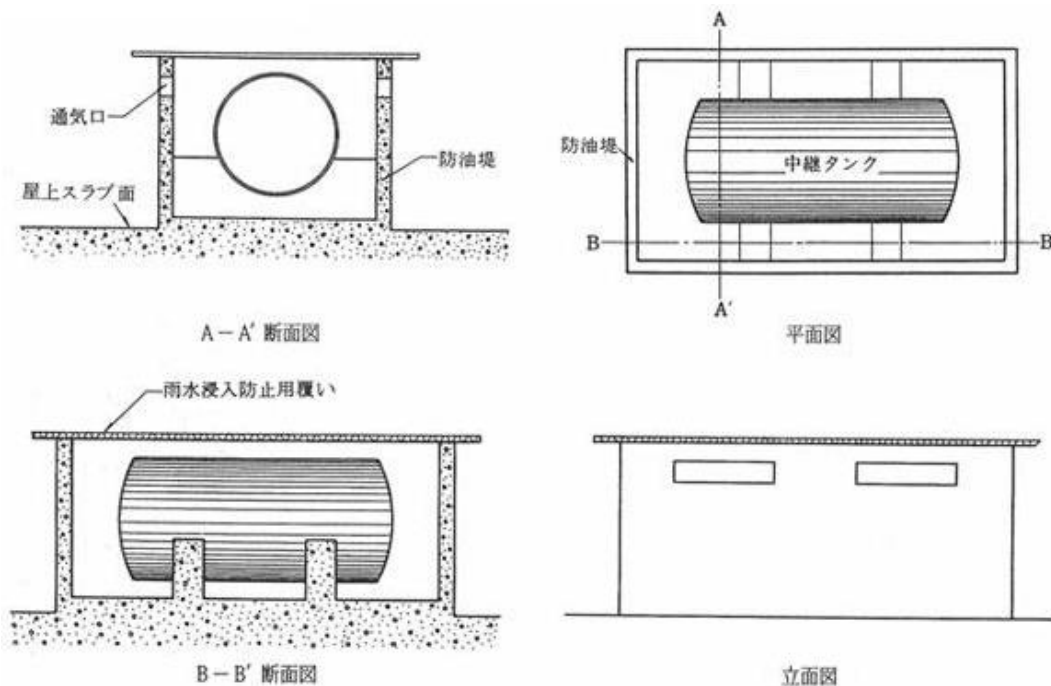
b 中継タンクを屋上に設ける場合は、灯油等が漏れたときにその流出を防止するため、次により周囲に防油堤を設けること。【第13-8図】

(a) 防油堤の容量は、中継タンクの容量（中継タンクが複数設けられる場合には、最大のものの容量）以上とすること。

(b) 防油堤は、鉄筋コンクリートで造り、その中に収納された灯油等が当該防油堤の外に流出しない構造であること。

(c) 防油堤には、雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で造った覆いを設けること。

(d) 防油堤の覆いは、堤内のタンクの点検に支障のない構造であること。



【第13-8図 中継タンクの防油堤概略図】

c 中継タンクを屋内に設ける場合は、タンク専用室に設けることとし、その室のしきい、せき等の高さは、中継タンクの容量以上の量を収納することができる高さとする。

d 中継タンクには、灯油等のあふれを防止するため、専用タンクに接続された専用の戻り管（当該戻り管を(E)gに規定する戸別タンクの戻り管と共用する場合を含む。）を設けること。この場合において、戻

り管の口径は、専用タンクからの供給用の配管の口径より大きいものとする。

- e 中継タンクの戻り管には、弁を設けないこと。
- f 中継タンクは、aからeまでによるほか、危政令第11条第4号（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクに係る部分を除く。）、第5号から第9号、第11号及び第12号又は第12条第5号から第8号及び第10号から第11号の規定の例によること。

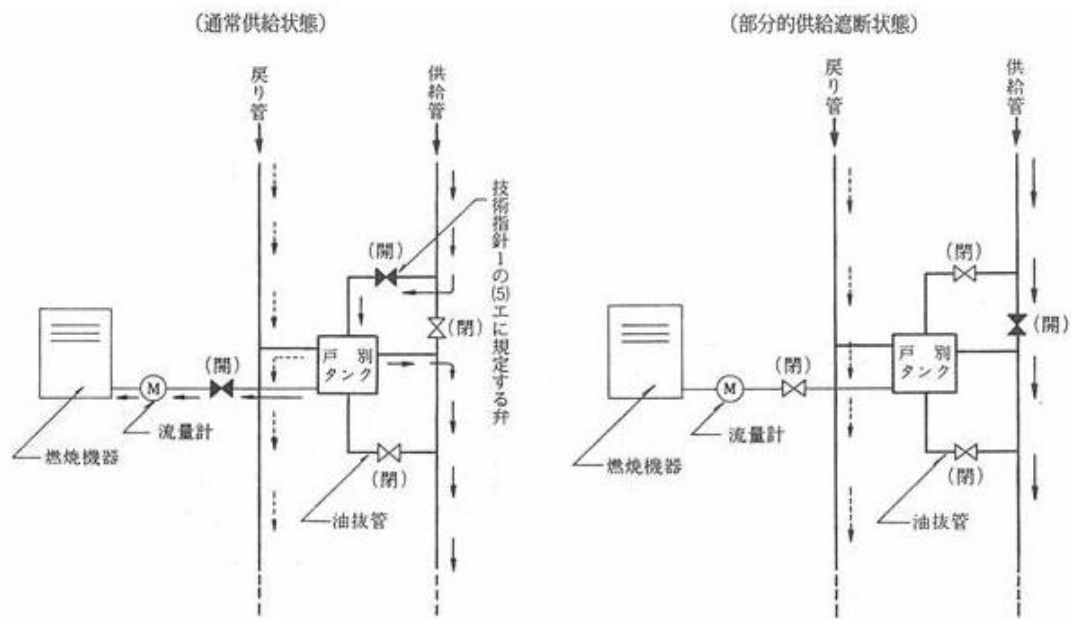
ただし、容量200L以下の中継タンクの板厚については、厚さ2.3mm以上の鋼板とすることができる。

- (I) 中継タンクと各戸の燃焼機器との間には、戸別タンク（数戸共用のタイプを含む。）を設けること。この場合において、戸別タンクは次によること。【第13-9図】【第13-10図】

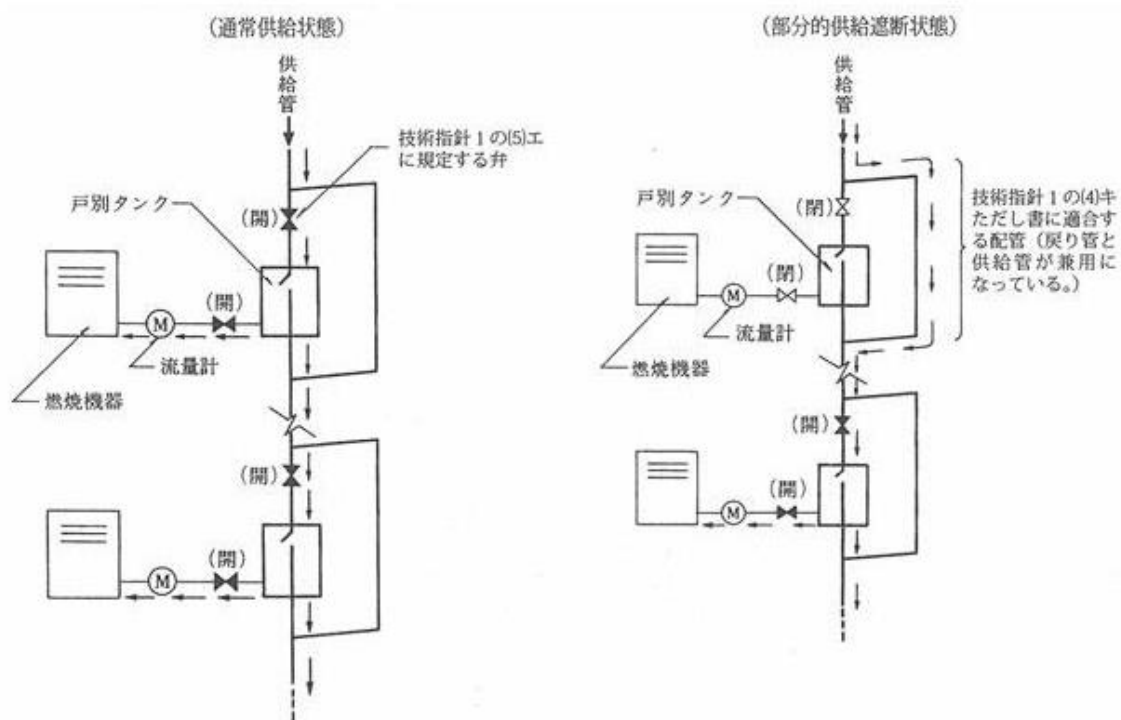
- a 戸別タンクの容量は、30L以下とすること。
- b 戸別タンクは、厚さ1.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造ること。なお、通気管は、設けないことができるものであること。
- c 戸別タンクは、各戸の住居以外の部分（廊下、階段、踊り場、ホール等の共用部分）から容易に点検でき、避難上支障とならない場所に設けること。
- d 戸別タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- e 戸別タンクは、地震等の際に容易に転倒しないよう固定すること。
- f 戸別タンクの架台は、不燃材料で造ること。
- g 戸別タンクには、灯油等のあふれを防止するため専用タンクに接続された専用の戻り管を設けることとし、その口径は、供給用の配管の口径より大きいものとする。

ただし、専用の戻り管を設置すると同等の機能を有する配管を設ける場合は、この限りでない。

- h 戸別タンクの戻り管には、弁を設けないこと。
- i 戸別タンクに大気圧を超える圧力がかかった場合に、各戸に設けられる燃焼機器が異常燃焼を防止する機能を有し、又は、戸別タンクと燃焼機器の間に減圧装置が設けられていること。この場合、大気圧を超える圧力として、落差圧力を考慮すれば足りるものであること。



【第13-9図 燃料供給系統詳細図（系統例1）】



【第13-10図 燃料供給系統図（系統例2）】

(オ) 配管は、危政令第9条第1項第21号の規定の例によるほか、次によること。

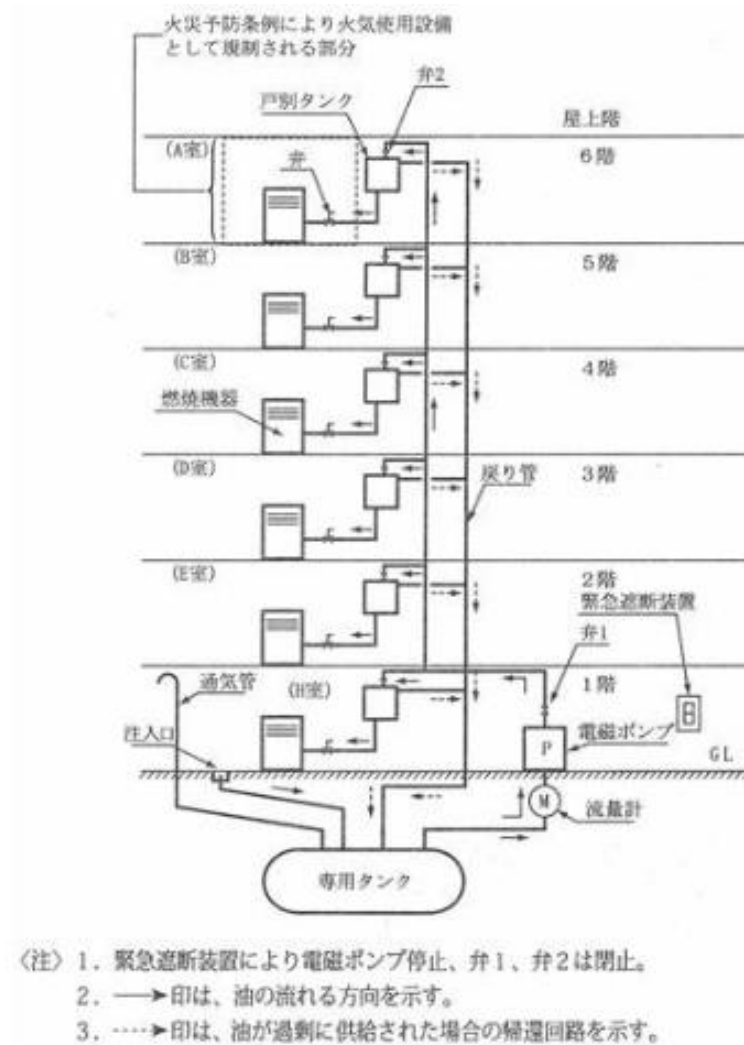
a 配管の接続部分の点検が容易でない場所に設けられる配管及び専用

タンクと建築物との連絡部分に設けられる立ち上がり配管の接続は、溶接等によること。

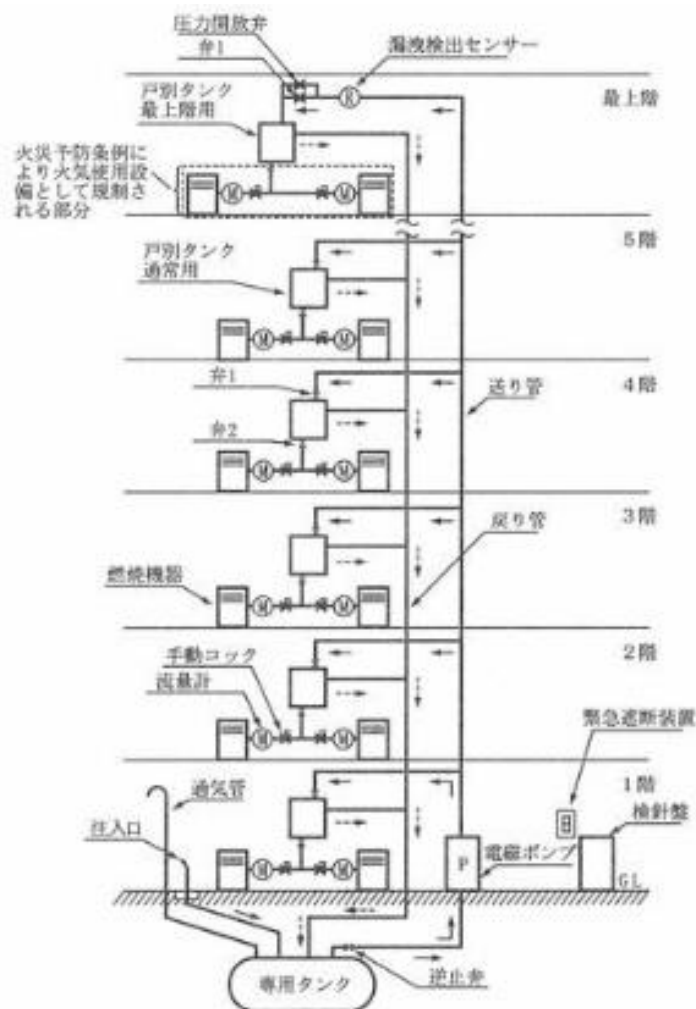
- b 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接続部分を設けないこと。
  - c 配管には、見易い箇所に取り扱う危険物の物品名を表示すること（幅30cm以上の帯状で、地：黄色、文字：黒色）。なお、当該表示については、室内にある配管にあつては、点検のために設けた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあつては、見易い箇所に1箇所以上表示すること。
  - d 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、戸別タンクごとに緊急の際に容易に灯油等の供給を遮断できる自動又は手動の弁を設けること【第13-9図】【第13-10図】。
  - e 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、エの弁を閉鎖することによって当該戸別タンク以外の戸別タンクへの灯油等の供給を遮断しない措置が講じられていること【第13-9図】【第13-10図】。
- (カ) 消火設備は、次によること。
- a 専用タンクのうち、地下にあるタンクについては地下タンク貯蔵所の消火設備の例により、屋内にあるタンクについては屋内タンク貯蔵所の消火設備の例により設けること。
  - b 中継タンクには、第5種の消火設備を1個以上設けること。
  - c 戸別タンクに対する第5種の消火設備は、建築物の各階の階段（屋外の非常階段を除く。）の踊り場ごとに、またエレベーターがある場合はそのホールごとに1個以上設けること。ただし、階段の踊り場とエレベーターホールが近接している場合は、階段の踊り場に1個以上設けることで差し支えない。  
なお、当該消火設備については、法第17条の規定により設置することとなる消火設備と兼用することはできないこと。
- (キ) その他の設備
- a 専用タンクから戸別タンクへ灯油等を供給する系統には、緊急の際、灯油等の供給が遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）を設けること。緊急遮断装置については、専用タンクのポンプ設備を停止し、かつ、中継タンクから戸別タンクへの灯油等の供給を同時に遮断できる性能を有すること。
  - b 緊急遮断装置には、見易い箇所に緊急遮断装置である旨を表示した標識を設けること（地：赤色、文字：白色）。
- エ 中継タンクを有しない供給方式 【第13-11図】【第13-12図】
- (7) 設置場所は、ウ(7)の例によること。



- (イ) 専用タンクは、ウ(イ)の例によること。
- (ウ) ポンプは電磁ポンプとし、次によること。
  - a 電磁ポンプは、油漏れのしない構造であること。
  - b 電磁ポンプには、設定以上の圧力にならないよう圧力調整バルブを設けること。



【第13-11図 中継タンクを有しない方式の燃料系統図（系統例1）】



〈注〉 1. 緊急遮断装置により電磁ポンプ停止、弁1、弁2は閉止。  
 2. —→印は、油の流れる方向を示す。  
 3. - - -→印は、油が過剰に供給された場合の掃還回路を示す。

【第13-12図 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例2）】

(E) 戸別タンクは、ウ(E)の例によるほか、次によること。

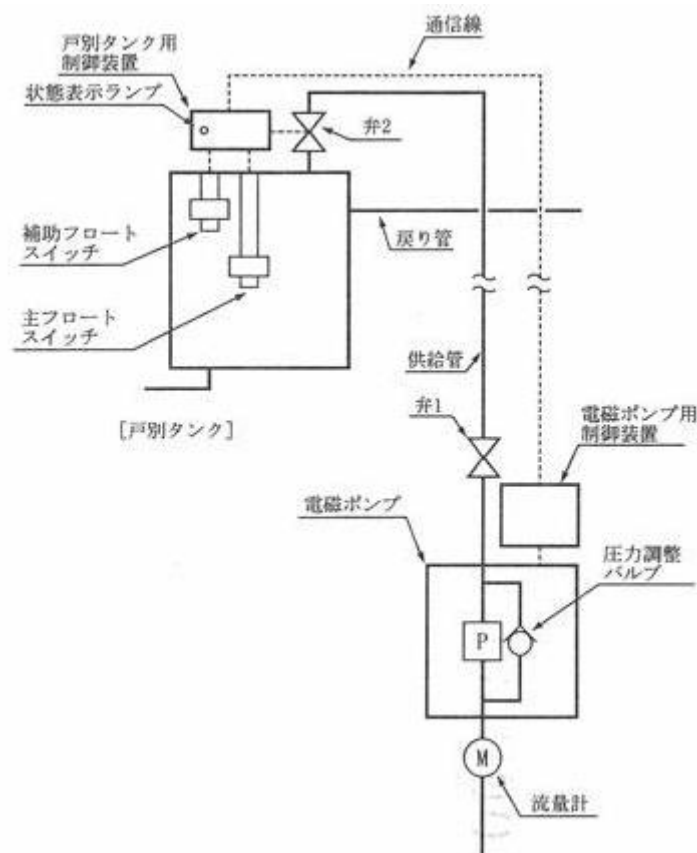
【第13-13図】 【第13-14図】

a 戸別タンクには、フロートスイッチを設けることとし、液面を次のとおり制御すること。

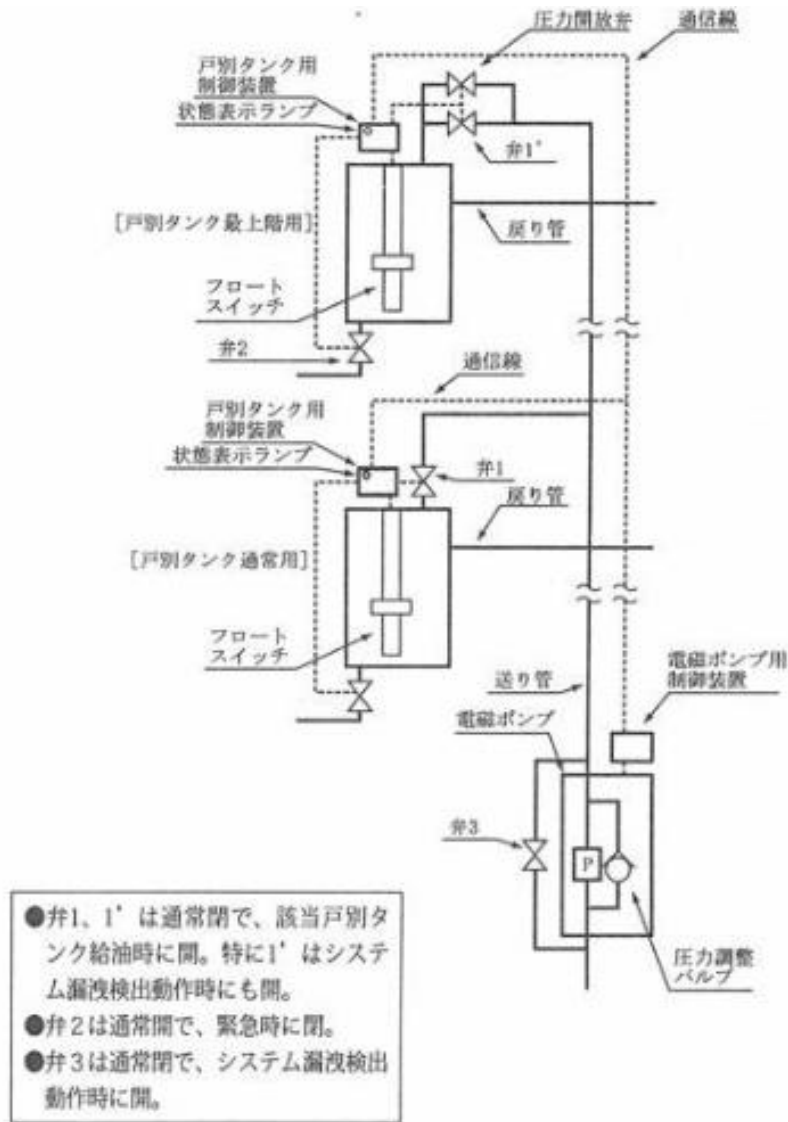
- (a) フロートスイッチの下限で電磁ポンプが作動し、かつ、当該戸別タンクに燃料を供給する弁が開放すること。
- (b) フロートスイッチの上限で電磁ポンプが停止し、かつ、当該戸別タンクの燃料供給弁が閉鎖すること。
- (c) フロートスイッチの故障に備えて、(b)の上限を超えた場合の電磁ポンプ停止機能を別途設けること。
- (d) フロートスイッチの作動により電磁ポンプが停止した場合には、

戸別タンクに燃料を供給する弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁が閉鎖すること。

- b 戸別タンクには、フロートスイッチの状態を表示すること。
  - c 戸別タンクには、緊急の際当該タンクへの燃料供給を容易に遮断できる弁を設けること。当該弁は電磁ポンプの最大圧力及び電磁ポンプ停止後の落差圧に十分耐えるものであること。
  - d 戸別タンクの設置高さは、燃料器具から垂直方向に 2.5m以下とすること。ただし、減圧装置を設けた場合は、この限りでない。
- (オ) 配管は、ウ(オ)によるほか、ポンプ吐出側の配管には、燃料の供給を遮断できる弁を設けること。



【第13-13図 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図（方式例1）】



【第13-14図 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図（方式例2）】

- (カ) 消火設備は、ウ(カ) a、cによること。
- (キ) その他の設備は、ウ(キ) bによるほか、次によること。
- a 緊急の際に、電磁ポンプを停止させ、かつ、戸別タンクの燃料供給弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁を閉止させる緊急遮断装置を設けること【第13-11、12図】。
  - b 緊急遮断装置には、ウ(キ) bと同様の標識を設けること。
  - c 制御回路に異常が発生したときは、燃料の供給を停止すること。
  - d 地下タンクから電磁ポンプまで落差が大きく、又は横引き長さが長い場合、灯油等を地下タンクから電磁ポンプのみでは有効に吸引できないときに用いる補助的なポンプ（以下「オイルリフター」という。）を設置する場合は、次によること。

- (a) オイルリフターは、電磁ポンプ以外への燃料供給を行わないこと。
- (b) オイルリフターは、電磁ポンプの吐出能力以上の吸上能力を有すること。
- (c) オイルリフターには、あふれ防止装置（フロート）及び戻り管を設置すること。  
この場合において、当該戻り管には弁を設けないこと。
- (e) オイルリフターは、十分な容量（概ね 1 L 以上）のサービスタンクが設けられているなど、電磁ポンプによる燃料供給に支障のないように措置されていること。

#### オ その他

ウ及びエによるほか、次に係る事項を明確にすること。

- (7) 供給設備の監視、制御等を行う場所
- (イ) 供給設備の監視、制御等を行う体制
- (ウ) 供給設備等における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制

#### カ 危険物取扱者に関する事項

危険物施設となる共同住宅等の燃料供給施設においては、法第 13 条第 3 項の規定に従って危険物の取扱いを行う必要があること。

- (7) 専用タンクに危険物を荷卸しする場合は、荷卸しする移動タンク貯蔵所の危険物取扱者と一般取扱所の危険物取扱者の双方が立ち会う必要があること。
- (イ) 通常の燃料消費に伴う危険物の取扱いについても、危険物取扱者による取扱い等が必要であるが、次のいずれかにより運用することとして差し支えないこと。この場合において、当該施設における監視・制御等の方法、これに係る人員・組織等について、あらかじめ明確化されていること。
  - a 危険物取扱者の資格を有する共同住宅等の管理人等が監視・制御等を行う方式（数棟を一括管理している場合を含む。）
  - b 共同住宅等が管理会社、燃料の販売店等に業務を外部委託し、当該管理会社、販売店等の危険物取扱者が監視・制御等を行う方式（c に掲げる場合を除く。）。この場合において、当該危険物取扱者は、監視・制御等を行う共同住宅等において、異常がないことを 1 日 1 回以上確認すること。
  - c 電話回線等を活用して、戸別タンクへの灯油等の供給に関する監視・制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う方式。なお、危険物の取扱い状況を監視することはできるが、遠隔制御することができない方式にあっては、漏えい等の異常を検知した場合に即応できる体制を構築する必要があること。

また監視・制御等が当該施設の所在する市町村の区域外において行われるときには、当該施設が設置される区域を管轄する市町村長等は、当該施設の監視・制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の区域に設置される場合には、当該区域を管轄する都道府県知事）と必要に応じ情報交換等を行う必要があること。

(14) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の技術上の基準

次のアに定める要件に適合するナトリウム・硫黄電池（以下「NaS電池」という。）を設置する一般取扱所においては、次のイに定める位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を適用して差し支えないこと。また、その運用については、ウ及びエを参考とすること。（平成11年6月2日消防危第53号、平成24年6月7日消防危第154号、平成25年8月23日消防危第156号）

ア NaS電池施設に基準の特例を適用する要件

NaS電池施設に基準の特例を適用する要件は、次のとおりである。

- (7) 当該施設に使用するNaS電池は、密閉構造の単電池を組み合わせてモジュール電池とした構造のもので、エに掲げる安全性能を有するものであること。
- (1) 当該施設には、NaS電池及び関連する電気設備（直交変換装置、変圧器、遮断機、開閉器、直交変換制御装置等）以外の設備等を設置しないこと。

イ NaS電池施設に係る位置、構造及び設備の技術上の基準の特例

(7) NaS電池を専用の建築物に設置する施設の基準の特例

NaS電池施設のうち、その位置、構造及び設備が次のa及びbに掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準のうち、第1号、第2号及び第4号並びに危政令第20条第1項の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

a 保有空地

NaS電池施設の建築物が、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とした建築物以外の建物である場合には、NaS電池施設の建築物の周囲に3m以上の幅（当該建築物の外壁から3m未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅）の空地を保有すること。

b 消火設備

次の要件に適合すること。

- (a) 設置される電気設備の消火に適應する第5種の消火設備をNaS電池施設の床面積100平方メートル以下ごとに1個設置している

こと。

(b) N a S 電池施設の床面積が 2 0 0 平方メートル以上となる場合には、設置される電気設備の消火に対応する第 3 種の消火設備を設置していること。

(イ) N a S 電池を建築物の一部に設置する施設の基準の特例

N a S 電池施設の範囲を建築物の一部に設ける室に限る場合、当該施設のうち、その位置、構造及び設備が次の(ア)から(ウ)に掲げる基準に適合するものについては、危政令第 1 9 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項の基準のうち、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 8 号まで並びに危政令第 2 0 条第 1 項の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

a 建築物の構造

N a S 電池を設置する室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とすること。

b 窓及び出入口

N a S 電池を設置する室の窓及び出入口には、防火設備を設けること。ただし、延焼のおそれのある外壁及び当該室以外の部分との隔壁には、出入口以外の開口部を設けないこととし、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

また、当該室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

c 消火設備

次の要件に適合すること。

(a) 設置される電気設備の消火に適応する第 5 種の消火設備を N a S 電池施設の床面積 1 0 0 平方メートル以下ごとに 1 個設置していること。

(b) N a S 電池施設の床面積が 2 0 0 平方メートル以上となる場合には、設置される電気設備の消火に対応する第 3 種の消火設備を設置していること。

ウ 危険物取扱者等

(7) 危険物取扱者による危険物の取扱い等

N a S 電池施設における N a S 電池の監視、制御等は危険物の取扱い該当するものであり、法第 1 3 条第 3 項の規定に従って行うことが必要であること。

前記アに定める要件に適合する N a S 電池施設においては、N a S 電池の監視、制御等は、当該施設の所在する場所と異なる場所において行って差し支えないこと。この場合において、監視、制御等が当該施設の

所在する市町村の区域外において行われるときには、当該施設が設置される区域を管轄する市町村長等は、当該電池の監視、制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の区域に設置される場合には、当該区域を管轄する都道府県知事）と必要に応じ情報交換等を行う必要があること。

また、NaS電池施設の外部の見やすい場所に緊急連絡先等を掲示しておくとともに、緊急時等に危険物取扱者等が必要な対応を速やかにとれるよう連絡体制等を整備すること。

(イ) 予防規程

予防規程が必要となるNaS電池施設においては、次の事項を予防規程に明確にしておくこと。

- a NaS電池の監視、制御等を行う場所（危省令第60条の2第1項第6号関係）
- b NaS電池の監視、制御等を行う体制（危省令第60条の2第1項第6号関係）
- c NaS電池施設における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制（危省令第60条の2第1項第11号関係）

エ その他

アの(7)に掲げるNaS電池に要求される火災安全性能は下記の通りとする。

また、NaS電池の安全性能については、危険物保安技術協会において試験確認業務を実施すること。

(7) 単電池

- a 単電池の過充電に対する安全性  
充電末（完全に充電した状態をいう。）の単電池をさらに充電し、過充電により電解質が破損した場合においても、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。
- b 単電池の短絡に対する安全性  
単電池に短絡が発生し、過大な電流が流れた場合においても、単電池が破壊せず、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。
- c 単電池の昇降温に対する安全性  
単電池を放電末（完全に放電した状態をいう。）の状態から室温まで降温し、再度運転温度まで昇温させた場合に危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

(イ) モジュール電池

- a モジュール電池の短絡に対する安全性  
モジュール電池の外部で短絡が発生した場合に、モジュール電池内



のヒューズが速やかに遮断され、短絡が安全に終了し、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

b モジュール電池の防火性

モジュール電池の外部で火災が発生し、火炎にさらされた場合にあっても、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

c モジュール電池の耐浸水性

運転温度のモジュール電池が浸水した場合にあっても、単電池が破損せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

d モジュール電池の自己消火性

モジュール電池の内部で、単電池を強制的に破壊、発火させた場合、周囲の単電池に破壊が連鎖拡大せず、自己消火するとともに、危険物がモジュール電池の外部に漏えいしないこと。

e モジュール電池の構造的強度

モジュール電池が落下等の外的衝撃を受ける場合において、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

## 8 取扱数量の算定方法

一般取扱所における危険物の取扱数量の算定方法は、基本的には製造所に準じて行うものであるが、一般取扱所の形態によりおおむね以下のように分類できる。

なお、危険物の取扱形態が複合して存在する一般取扱所にあつては、それぞれの取扱形態における最大取扱数量の合計による。

(1) 危険物を原料とし非危険物を製造する施設等

危険物を原料として用い、あるいは反応工程等で危険物を使用して危険物以外の物品を製造する施設の場合は、1日当たりの原料危険物等の最大使用量から算定する。

(2) ボイラー等で危険物を消費する施設等

暖房用ボイラーや発電用ディーゼル機関等による灯油や重油の燃焼、塗装工場における塗料の使用等、危険物を消費する施設の場合は、危険物の使用状況等に応じ、1日当たりの危険物の最大使用量から算定する。

(3) 充てん設備

移動タンク貯蔵所等車両に固定されたタンクに危険物を充てんする施設の場合は、1日当たりの最大充てん量から算定する。

(4) 詰替施設

灯油の詰替等固定した注油設備によって危険物を容器に詰め替える施設の場合は、専用タンクの容量又は1日当たりの詰替量のうちいずれか大なる量により算定する。

(5) 油圧、循環の一般取扱所

油圧プレス設備及び潤滑油循環設備において危険物を使用する場合は、瞬間最大停滞量から算定する。

(6) 洗浄作業・切削装置等の一般取扱所

洗浄作業・切削等において危険物を回収し、同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。洗浄後、一部の危険物を使い捨てる場合は、使い捨てる危険物の量を使用量とし、その他の再使用する量を瞬間最大停滞数量とし合算した量から算定する。